

平成32年4月開設分
認可保育所の整備・運営に関する
提案募集要項

平成30年8月

杉 並 区

目次

I 公募の概要

1 公募の主旨と概要	1
2 提案できる事業者の要件	1
3 提案条件及び公募対象地区	1
4 提案方法等	4
5 選定方法等	5
6 問い合わせ・提出先	6

II 認可保育所の整備条件と補助内容

1 遵守すべき法令等	7
2 施設及び設備に関する条件	7
3 職員に関する条件	7
4 その他設置・運営に関する条件	8
5 各種補助制度等	9
6 定期利用保育	9

(参考資料) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について (抄)

I 公募の概要

1 公募の主旨と概要

杉並区では、待機児童ゼロを継続し、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整備するため、民設民営の認可保育所の整備を進めています。

今回は、平成32年4月に杉並区内で認可保育所の開設を予定している事業者からの提案を募集します。提案内容、保育方針、経営状況等を総合的に審査し、選定された事業者は、整備・運営実施候補者として、区と認可保育所開設に向けた具体的な協議を行うこととします。

2 提案できる事業者の要件

次にあげる項目を全て満たしている事業者に限ります。

- ① I_3②に記載の応募申込書類提出時点で、原則として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に定める認可保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に定める認定こども園等の運営実績が1年以上あること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ④ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧ 児童福祉法第46条第1項又は同法第59条第1項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。
- ⑨ 児童福祉法第46条第4項又は同法第59条第5項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと。
- ⑩ 児童福祉法第58条に基づき認可を取り消されたことがないこと。
- ⑪ 運営する施設について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第40条第1項に基づき確認を取り消されたこと又は確認の効力を停止されたことがないこと。
- ⑫ 提案事業者全体の財務内容について、直近3会計期間連続して損失を計上していないこと。
- ⑬ 提案事業者全体の財務内容について、直近2会計期間中いずれの期間も債務超過となっていないこと。

3 提案条件及び募集対象地区

① 提案条件

ア 平成32年4月1日に開所できる認可保育所であること。

イ 定員は40名以上とし、歳児構成は以下を参考に区と協議すること。

- ・1歳児及び3歳児の入所枠の多い定員構成であることが望ましい。
- ・0歳児からの定員構成とする場合、地域の需要に応じたの設定となるため、区と事前に相談すること。

地区名	住所範囲
井草一西地区	井草4～5丁目全域、上井草1～4丁目全域
西荻窪一北地区	今川3～4丁目全域、上荻2～4丁目全域、善福寺1～4丁目全域 西荻北1丁目1～20番 西荻北2丁目1番、2番1～19号、3～4番、5番1～28号、6～39番 西荻北3～5丁目全域、桃井3～4丁目全域
西荻窪一南地区	松庵2～3丁目全域、西荻南1～4丁目全域 南荻窪2丁目5～8番、8～19番、34～36番 南荻窪3丁目7～8番、19～21番 宮前3丁目7～15番、31～35番 宮前4丁目29～34番 宮前5丁目16～26番
阿佐谷一南地区	梅里2丁目21～40番、大宮2丁目全域 荻窪1丁目50番1～14号、50番24～47号、51～60番 荻窪3丁目1～7番、17～30番、40～45番、46番1～9号、 46番19～23号 成田西1丁目全域、成田西4丁目全域、成田東1～5丁目全域 成田西2丁目1～8番、9番10～17号、10番17～31号、13番1～7号 13番22～31号、14～24番 成田西3丁目1～16番、17番1～16号 浜田山4丁目1～15番、16番1～9号、16番21～39号、 18番1～10号、18番18～44号、19～34番
高円寺一北地区	阿佐谷北1丁目1番16～21号 阿佐谷南1丁目1番1～2号、24～44号、22番1～2号、18～24号、 23～24番、25番24～36号 阿佐谷南2丁目1～4番、26番、28～38番 高円寺北1～4丁目全域、高円寺南1～5丁目全域
高井戸一西地区	上高井戸1～2丁目全域、久我山1～5丁目全域、松庵1丁目全域 高井戸西1～3丁目全域 宮前1丁目1～14番 宮前4丁目1～25番 宮前5丁目1～15番
高井戸一東地区	上高井戸3丁目全域 下高井戸1丁目22～41番 下高井戸3丁目2～9番、16～20番、21番3～28号、28番5～15号、 29番3～20号、30～32番、33番1～16号

	<p>下高井戸4～5丁目全域、高井戸東1～3丁目全域</p> <p>浜田山1丁目2番1～17号、3～15番、17番1～18号、17番25～32号、 18～32番、33番10～19号、34～36番</p> <p>浜田山2丁目1～24番</p> <p>浜田山3丁目1番1～8号、7番5～15号、8番1～11号、9～37番</p>
方南・和泉一西地区	<p>永福1～3丁目全域、下高井戸2丁目全域</p> <p>下高井戸1丁目1～21番</p> <p>下高井戸3丁目1番、10～15番、21番1～2号、29～38号、22～27番、 28番1～4号、16～23号、29番1～2号、33番17～23号、 34～41番</p> <p>浜田山1丁目1番、2番18～27号、16番、17番19～24号、 33番1～9号、20～35号</p> <p>浜田山3丁目1番9～17号、2～6番、7番1～4号、16～20号、 8番12～22号</p>
方南・和泉一東地区	<p>和泉1～4丁目全域、永福4丁目全域、大宮1丁目全域、方南1～2丁目全域</p> <p>堀ノ内1丁目全域</p> <p>堀ノ内2丁目1～12番</p> <p>松ノ木1丁目1番、13番</p> <p>和田1丁目1～14番、15番1～10号</p> <p>和田2丁目1～20号</p>

4 提案方法等

① 事前協議

提案を予定している事業者は、「認可保育所の設置・運営に関する事前調書」（様式1）により区と事前協議を行ってください。

② 書類の提出

上記①の事前協議を経た事業者を対象に、区から書類提出を依頼します。

書類の提出は、応募申込書類と運営企画書類の2回に分かれます。提出書類の詳細は、「提出書類一覧」（別紙1、2）をご覧ください。

③ 留意事項

ア 提出書類は、正本・副本をそれぞれファイル等で綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に、当該提出書類名（「応募申込書類」又は「運営企画書類」）、園名及び事業者名を表示してください。

イ 「提出書類一覧」を提出書類の先頭に綴じ、一覧の項目ごとに書類名のインデックスを付して提出してください。

ウ 個人情報については、当該箇所を黒塗りする等、判別できないようにしてください。

エ 書類の提出について、持参・郵送を問いませんが、未着・遅延等については原因の如何を問

わず、区は一切責任を負いません。また、ファクシミリ又はEメールでの申込みはできません。

オ 本件に参加する費用は、全て提案事業者の負担とします。

カ 応募書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。

キ 各様式は、A4サイズを基本とします。

ク 提出後の応募書類の修正又は変更及び資料等の追加は、一切認めません。ただし、区の指示による場合は、この限りではありません。

ケ 提出された書類は、返却しません。

コ 提出された書類について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。

サ 区は、提出された書類について、必要に応じて無償で使用できるものとします。

シ 同一事業者が2以上の提案を行う場合は、それぞれ提案書を提出してください。

ス 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（参考資料参照）に留意した計画としてください。

④ 質問方法

提案等に関する質問は、「質問書」（別紙3）に記入のうえ、Eメールでお送りください。

5 選定方法等

区が杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置する「選定委員会」で、提案事業者から提出していただいた書類・ヒアリング等をもとに、審査・選定します。

① 審査基準

選定委員会が定めた審査基準により審査を行います。具体的には、以下の事項を重視して審査を行います。

ア 提案事業者について（保育方針、保育理念、経営安定性等）

イ 保育の運営について（保護者との関わり、給食、危機管理等）

ウ 保育施設について（配置、安全性等）

エ 職員について（職員配置、職員の採用と育成等）

オ その他（地域との関わり、特別保育等）

② 審査方法

ア 第一次審査

提出のあった応募申込書類・運営企画書類に対し、書類審査を実施し、一定の点数以上の事業者を第一次審査通過者として選定します。

イ 第二次審査

第一次審査通過者を対象にヒアリング審査等を実施し、審査基準を満たした場合は、整備・運営実施候補者として選定します。

③ 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合

- イ 参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- エ アからウまでに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合
- オ 整備・運営事業者について区が正式な決定を行うまでの間、提案事業者（提案予定者の関係者を含む）が選定委員及び区職員と故意（不正行為目的）に接触した場合

④ 選定事業者と審査結果の公表

事業者選定の透明性を確保するため、区における審査結果の決定後、以下の情報を、区公式ホームページ上で公表します（提案が選定されなかった場合は、以下の情報のうち、選定に関するもののみ公表します。）。

- 事業者に関すること 事業者名、代表者名、所在地、主な事業
- 園に関すること 開設場所、歳児及び定員
- 選定に関すること 選定経過、審査結果等

6 問い合わせ・提出先

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号（区役所東棟 3 階）
杉並区 保健福祉部 保育課 保育施設計画係 佐藤・武士・佐々木・馬上・木村
電 話 03 (3312) 2111 内線 1862~1865
E メール hoiku-k@city.suginami.lg.jp

Ⅱ 認可保育所の整備条件と補助内容

1 遵守すべき法令等

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ② 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ③ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号）
- ④ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 47 号）
- ⑤ 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号）
- ⑥ 区における以下 2～4 の基準 ほか

※ 上記③～⑤は、以下リンク先の東京都福祉保健局ホームページにてご覧頂けます。
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninka/n_syousai.html

2 施設及び設備に関する条件

- ① 区における各部屋の面積基準を確保すること。

区 分	基 準	備 考
0 歳児室	児童一人当たり 5 m ² 以上	都要綱基準 3.3 m ² 以上
1 歳児室	児童一人当たり 3.3 m ² 以上	
2 歳児以上	児童一人当たり 1.98 m ² 以上	
障害児室	児童一人当たり 5 m ² 以上	障害児室を設ける場合

- ② 各部屋の面積は、有効内法面積（内法面積から、戸棚・手洗場等、保育に利用できない面積を除外した面積をいう。）で計算すること。
- ③ 自転車及びベビーカー等の置き場を確保すること。
- ④ 屋外遊戯場は、保育施設の付近（徒歩で概ね 5 分以内）にある公園等で代替することができるが、当該公園等に水飲み場とトイレが設置されていることを事前に確認すること。またこの場合においても、水遊びを行える程度の面積は保育施設敷地内に確保すること。
- ⑤ 屋外遊戯場から直接使用できる幼児用トイレ及び手洗いを設置すること。
- ⑥ 保育施設の名称は、他の保育施設と混同するおそれがないものとし、区と協議のうえ決定すること。

3 職員に関する条件

施設長（園長）、保育士、調理員、事務員又は用務員、看護師又は保健師及び嘱託医を配置することとし、配置等は、次の基準によること。

- ① 施設長（園長）は専任とし保育士資格取得後 7 年以上の保育実務経験※を有すること。
- ② 施設長（園長）を除く常勤保育士の配置に当たっては、年齢バランスを考慮すること。また次ページに定める配置基準のうち、保育士資格取得後 5 年以上の保育実務経験※がある保育士を半数以上配置すること。

【常勤保育士配置基準】

区 分	基 準	備 考
0 歳 児	児童 3 人に対して職員 1 人	
1 歳 児	児童 5 人に対して職員 1 人	都要綱基準 6 人
2 歳 児	児童 6 人に対して職員 1 人	
3 歳 児	児童 20 人に対して職員 1 人	15 人の場合、公定価格加算あり
4 ・ 5 歳 児	児童 30 人に対して職員 1 人	
標準時間対応保育士	保育標準時間認定を受けた児童が利用する施設に 1 人	
非常勤保育士	施設に 1 人	
休憩保育	定員 90 人以下の施設に 1 人	
充実保育	定員 91 人以上の施設に 1 人	ただし定員 61 人以上 90 人以下の施設は非常勤 1 人
朝 ・ 夕 保 育	定員 61 人以上の施設に 1 人	
障 害 児	児童 2 人までに対し職員 1 人	障害児保育実務経験者を配置

- ③ 調理員は、3 人（0 歳児定員が 6 人以上の施設については 4 人）を配置すること。調理員は、乳児及び幼児の集団給食の経験を 1 年以上有すること。

※ 保育実務経験…児童福祉法に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園並びに東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1157 号）に規定する東京都認証保育所における保育経験をいう。

4 その他設置・運営に関する条件

- ① 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつサービスの自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備し、安定した質の高いサービスを行うこと。
- ② 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年杉並区条例第 28 号）を遵守し、利用に関する説明に努め、質の高いサービスを提供すること。
- ③ 自園内での調理を実施すること。また、乳児及び幼児の集団給食の経験を 1 年以上有する栄養士を確保している等、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。
- ④ 「杉並区障害児保育運営要綱」（昭和 60 年 9 月 26 日杉児保発第 276 号）による「調整会議」で認定された児童（障害児）を保育する場合は、区の職員配置基準により障害児保育の経験がある職員を配置するとともに、必要に応じて専用のスペース（障害児室等）を確保すること。
- ⑤ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。
- ⑥ 11 時間開所に加え、延長保育事業を実施すること。延長保育の時間及び定員、保育料等については、提案事項とする。
- ⑦ 家庭的保育事業等事業者又は区から要望された場合には、積極的に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 6 条に規定する連携施設になるよう努めること。
- ⑧ 地域住民、町会関係者等への対応は、事業者が責任をもって行うこと。

5 各種補助制度等

平成31年度の予算に基づき補助します。現在主に以下①～③の補助制度がありますが、内容は、国及び都の補助要綱制定・改正等に応じ変更となる場合があります。また本要項に記載の内容が、予算成立後制定・改正する区の要綱の内容と異なる場合は、要綱が優先します。現行の要綱は、以下のリンク先において要綱名によりご検索いただけます。

◆杉並区例規集・要綱集

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/jorei/1012987.html>

① 施設整備費及び開設前賃借料等

「杉並区私立保育所施設整備等補助金交付要綱（平成18年8月13日杉並第31847号）」に基づきます。施設整備を行う場合の契約は一般競争入札によることを基本とし、事業者において適切に入札の要項等を定めるとともに、区が行う公共事業の扱いに準じてください。

② 運営に係る費用

子ども・子育て支援法に基づき給付します。また、区の運営費加算は「杉並区保育扶助要綱」（昭和54年9月28日杉児発第172号）、「杉並区私立保育所運営費加算金交付要綱」（昭和50年3月31日杉児保発第546号）に基づきます。

③ 保育士等人材確保の支援

ア 施設開設時における職員募集・広告掲載等経費補助

「杉並区新規開設保育施設等人材確保事業費補助金交付要綱（平成28年1月26日杉並第52067号）」に基づきます。保育施設の開設に際し必要となる保育士等職員募集・広告掲載等に係る経費について、1施設当たり80万円を上限に助成します。

イ 職員採用の為にの宿舍借り上げ補助

「杉並区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費補助金交付要綱（平成27年9月30日杉並第33489号）」に基づきます。宿舍一戸当たり月額82,000円を上限に、7/8の補助率で助成します。

6 募集定員の弾力化及び緊急一歳児受入事業

開所年度及び開所後数年は幼児クラス定員が充足しないことが想定されるため、募集定員の弾力化又は緊急一歳児受入事業の実施をご検討ください。実施に関する詳細は、選定後に区と協議してください。

(参考資料)

不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（抄）

(平成 16 年 5 月 24 日／雇児発第 0524002 号／社援発第 0524008 号／厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第 1 種社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げるものに限る。)又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
 - ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
 - ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための 1 年間の賃借料に相当する額と 1 千万円(1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (5) (4)の 1 千万円(1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額)については、地上権・賃借権の登記、賃貸借期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2 分の 1 を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。